障害者自立支援法の見直しを求める意見書(案)

障害者自立支援法が昨年4月に施行されてから1年半近くが経過し、懸念されていた問題点が現実の問題となってきている。とりわけ、「応益」負担の導入は、障害者に過酷な負担増を強い、現在の生活と将来について深刻な不安を与えている。

実際、厚生労働省の調査によっても、施設利用を中止せざるを得なくなった人は全国で1,625名にのぼるという実態も明らかになっている。また、報酬単価の引き下げと日払い方式への変更は、介護事業所経営を脅かし、職員の労働条件を引き下げ、人手不足の深刻化など障害者支援体制を維持することすら困難においこんでいる。

政府は、昨年12月、1,200億円にのぼる「特別対策」を講じているが、根本的な解決にはなっていない。

よって、国に対して障害者自立支援法の抜本的な見直しを求め、以下の通り要望する。

記

- 1. 大幅な負担増となっている福祉サービス及び自立支援医療における応益負担制 度(食費含む)を速やかに撤回すること。
- 2. 自立支援法施行後、施設収入が大幅に減額となり施設運営に困難が生じている。 報酬単価の引き上げとともに、日額支払方式から月額支払方式に戻すこと。
- 3. 障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所が、安定して 運営がおこなえるよう、地域活動支援センターについて補助基準を大幅に引き上 げること。希望する小規模作業所が義務的経費の諸事業に移行できるよう要件の 緩和などの措置を講ずること。
- 4. コミュニケーション支援事業や移動支援事業、地域活動支援センターなど地域生活支援事業に対する国の支援は不十分であり、事業の実施利用者負担について自治体による格差が相当広がっている。地域生活支援事業に対して、実際にかかった経費の2分の1を国が負担する仕組みに改めること。
- 5. 障害程度区分の判定が身体動作に偏重しているため、精神障害、知的障害、内部 障害などの実態が正しく反映されず必要な障害者福祉サービスが受けられない 等の問題が発生している。障害ごとに、その特性が反映されるように、認定基準 及び認定手続きを見直すこと。児童に対して障害程度区分の導入はしないこと。
- 6. 精神科病棟の転換等による「精神障害者退院支援施設」は病棟の看板の掛け替え にすぎず、社会的入院を真に解消するものとはいえない。「精神障害者退院支援 施設」の導入は、即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2007年9月 日

摂津市議会